

アーカイブズ
所蔵資料を読む 第1回

東京府庁の始まり

『東京府御開書留』 明治元年（一八六八）

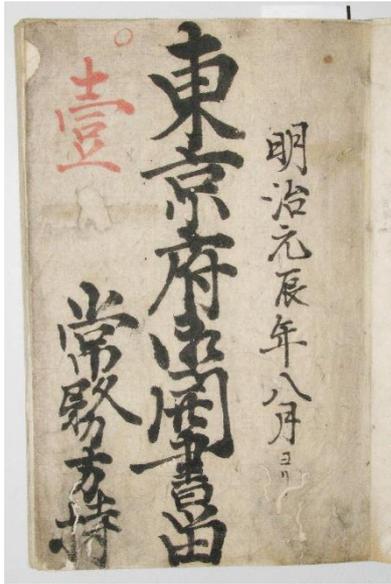
請求番号…605・A4・01

東京都公文書館では、古文書解読チャレンジ講座と題し、二十七回にわたって江戸明治期の所蔵資料をご紹介します。

このたび令和2年4月、新館移転を契機に、新たなシリーズとしてリニューアルし、より幅広い年代の資料をご紹介します。

今回はその第1回「東京府庁の始まり」をお届けします。

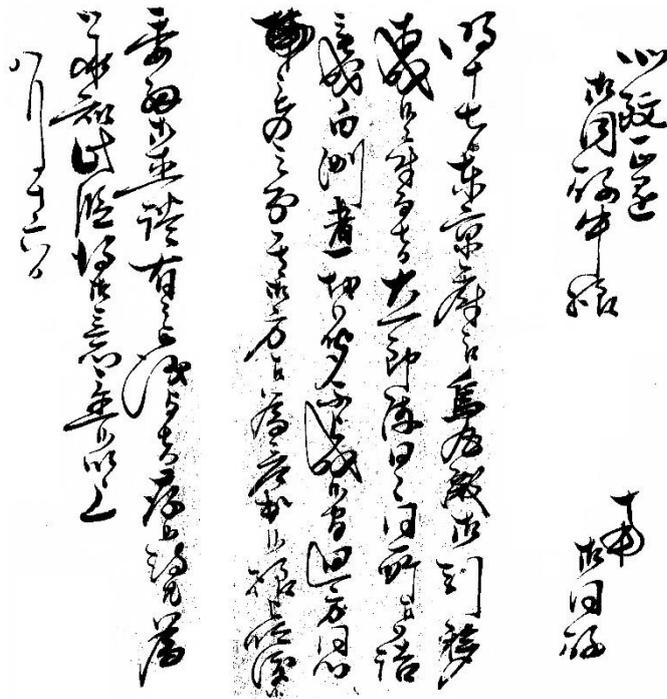
当館では旧東京府・東京市が作成した公文書約3万4千冊を所蔵しています。これらは、明治・大正・昭和戦前期の首都行政を伝える貴重な歴史資料として国の重要文化財に指定されています。



今回取り上げる『東京府御開書留』は、そのうちの一冊です。間もなく元号が慶応から明治に変わろうとする、まさに時代の転換点で、発足したばかりの東京府が作成した文書です。

それでは早速資料を読んでみましょう。

1. 資料 東京府文書『東京府御開書留』（東京府開設書）〈常務方持〉
明治元年8月より



2. 資料の解読

北改正懸

御同役中様

南

御同役

御同役中様

御同役

明十七日東京府江烏丸殿御引移

相成候二付而者大一郎殿日々同所江御詰

被成白洲者一切御聞不被成候間廻方同心

捕もの之分其御方江為差出候様被仰渡候

委細御直談有之候儀与者存候得共為

御承知此段得御意置候以上

八月十六日

御同役中様

御同役

明十七日東京府江烏丸殿御引移

相成候二付而者大一郎殿日々同所江御詰

被成白洲者一切御聞不被成候間廻方同心

捕もの之分其御方江為差出候様被仰渡候

委細御直談有之候儀与者存候得共為

御承知此段得御意置候以上

八月十六日

北改正懸

御同役中様

南

御同役

明十七日東京府江烏丸殿御引移

相成候二付而者大一郎殿日々同所江御詰

被成白洲者一切御聞不被成候間廻方同心

捕もの之分其御方江為差出候様被仰渡候

委細御直談有之候儀与者存候得共為

御承知此段得御意置候以上

八月十六日

3. 読み下し例

北改正懸
南
御同役中様
御同役

明十七日東京府え烏丸殿御引移り

相成候に付ては、大一郎殿日々同所え御詰

成られ、白洲は一切御聞成されず候間、廻方同心

捕ものの分其御方え差出させ候様仰せ渡され候

委細御直談これ有り候儀とは存候得ども

御承知のため此段御意を得置き候、以上

八月十六日

4. 現代語訳

明8月17日に東京府庁舎へ烏丸殿（初代東京府知事烏丸光徳）が引き移られるについては、大一郎殿（東京府判事土方大一郎 後に久元）が日々府庁へ勤務され、「烏丸府知事は」白洲（＝訴訟・裁判・取り調べ等）は一切取り扱われないので、廻り方同心（市中を巡回して取り締まる役柄の同心）の捕り物（犯罪捜査・逮捕）の分は、その方（大一郎殿）へ差し出させるよう仰せ渡されました。詳しくは直接お話があると存じますが、お知らせのためご連絡いたします。

8月16日

5. 資料解説

慶応4年（1868）5月15日、上野寛永寺に立てこもり抵抗を続けていた彰義隊を破り江戸を手中におさめた新政府は、それまで江戸市中の行政を町奉行に委任していた体制を改め、同月19日に町奉行所を廃し市政裁判所を設置しました。この時町奉行所の与力・同心達は従来通り職務を続けるよう命じられます。

同年7月17日、江戸を東京とする詔書が発せられると、市政裁判所は廃止され、東京府が設置されます。府庁舎には、幸橋内にあった元大和郡山藩柳沢家の上屋敷があてられました（現千代田区内幸町1-2）。正式な開庁は8月17日、全ての業務を府庁舎へ移して、執務を

開始したのは9月2日でした。それまでは元の市政裁判所、すなわち町奉行所の建物で業務を行っていました。

この簿冊は、発足したばかりの東京府が、業務開始当初からやりとりした受発信文書を書き留めたもので、常務方が保管していたものです。表紙左上に「巻」と朱墨で記されており、東京府発足の最初期に作成された文書であることがわかります。

明治初年の東京府の組織は、町奉行所の組織を元に、改編されていきますが、資料によって呼び方が異なっていたり、職掌が明らかでないなど不明な点が多くあります。常務方（常務局・常務掛）は、明治2年（1869）から5年にかけて存在していた組織で、主として庶務的業務を担当していました。

今回取り上げた資料は、この簿冊に収録された全54件の文書の内、3件目に収録されているものです。

宛先は「北改正懸 御同役中」、差出は「南 御同役」とあります。東京府の前身である市政裁判所は、南北に分かれていた町奉行所を引き継いだため、南市政裁判所と北市政裁判所に分かれていました。つまり、この文書は元北市政裁判所で執務を行っていた「改正懸」へ、元南市政裁判所で執務していた「同役〓改正懸」から送付された文書であることがわかります。

改正懸とは、町奉行所が市政裁判所と改称されて間もない5月末に定められた²役職で、町奉行所時代の「年番方」を改称したものです。年番方とは、町奉行所の管理を司った役職³で、現在の総務や庶務と呼ばれるような役割を持っていました。つまりこの文書は、8月17日の東京府発足を控え、南北に分かれて執務していた東京府の管理担当

者間で交わされた文書であることがわかります。

烏丸光徳（からすまるみつえ）は、天保3年（1832）生まれ。京都の公家大納言烏丸光政の嗣子。王政復古後参与職に任じられ、征討参謀として大和国へ出向したのち、大総督官と三条実美左大臣附属として関東表へ下向します。慶応4年5月江戸府知事に任じられ、東京府発足後初代府知事に任じられました。正式な任用は8月20日です。同年11月7日には退任しますので、在任期間はわずか2カ月余りでした。

土方大一郎（久元）は、天保4年生まれ。元土佐藩士、この直前まで鎮台府判事として南市政裁判所で白洲もの（〓訴訟・裁判・取り調べ等）を取り扱っていました。ここに書かれている「白洲（しらす）」とは、時代劇にもよく登場する御白州のことです⁴。すでに判事として裁判の経験のある土方が引き続き担当したものと思われ。彼は後にこのときの経験を書き残しています⁵。

江戸から東京へ、激動の時代、町奉行所から市政裁判所、そして東京府へと、江戸・東京市中の行政・司法・警察を司った組織がどのような変遷を遂げていったのかを物語る貴重な資料です。

資料の画像は、当館デジタルアーカイブでもご覧いただけます。今回ご紹介した資料の他にも多くの興味深い文書が綴られています。ぜひ一度ご覧ください。

¹ 北町奉行所は呉服橋門内（現千代田区大手町1丁目7番地、JR東京駅構内日本橋口付近）、南町奉行所は数寄屋橋門内（現千代田区有楽町2丁目8番地、JR有楽町駅銀座口前付近）に所在していました。

² 「勤向改革大概」『鎮台府一件・2』請求番号605. A5. 07

³ 吉川弘文館『国史大辞典』WEB版

⁴ （白い砂が敷かれていたところからいう）江戸時代、奉行所の法廷の一部。当時は身分により出廷者の座席に段階が設けられており、ここは百姓、町人をはじめ町医師、足軽、中間、浪人などが着席した最

下の場所。砂利（じゃり）。

また、それから転じて 訴訟を裁断したり、罪人を取り調べたりした所。奉行所。裁判所。法廷。（小学館『日本国語大辞典』）

⁵ 附録市政裁判所時代の判事―「町奉行勤役中の話」土方久元伯の談（東京都公文書館HP <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/04021obby05furoku.pdf>）

⁶ 東京都公文書館デジタルアーカイブ https://dasasp03.i-repository.net/il/meta/pub/G0000002tokyoarchv03_0001192070001